

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第426号)

平成17年11月10日

横情審答申第426号

平成17年11月10日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年6月9日港北土第67号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「道水路等境界調査について（平成9年度道港北土第9-32号）のうち、請求者本人に係る部分」の個人情報開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「道水路等境界調査について（平成9年度道港北土第9-32号）のうち、請求者本人に係る部分」の個人情報を開示した決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「道水路等境界調査について（平成9年度道港北土第9-32号）のうち、請求者本人に係る部分」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成17年3月15日付で行った個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件個人情報は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。平成17年2月横浜市条例第6号による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第20条第1項の規定に基づき全部を開示したものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 起案本文に記載されている立会人氏名、調査状況の地番及び立会者に関する記述並びに委任状については、異議申立人（以下「申立人」という。）に関する個人情報ではないため、請求の対象にならないと判断し、対象外とした。
- (2) 道水路等境界調査申請書については、申請者が自己所有地の区域確定のため、横浜市に境界の確定を依頼した文書であり、申立人に関する個人情報にあたらないと判断し、対象外とした。
- (3) 承諾書に記載されている土地の所在地番並びに承諾者の住所、氏名及び個人印の印影、隣接地の所有者の立会同意届出書に記載されている土地の所在区名、町名、地番並びに同意者の住所、氏名、電話番号及び個人印の印影については、道路の境界調査が横浜市と関係土地所有者と協議・同意の上確定するものであることから関係地権者と横浜市との個別契約であり、申立人に関する個人情報ではなく、本人開示請求の対象にならないと判断し、対象外とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する

意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。
- (2) 申請書、立会同意届出書、承諾書が全部開示されないと、土地の所有者である申立人を無視して、一体誰が立会い、承諾して、市の管理する道路との境界が決定されたのか分からない。申立人の所有権を侵そうとした犯人を、横浜市は条例を楯に保護し、一生懸命隠そうとしている。逆に、財産権を侵されたと主張している被害者には、条例を盾に突き放し、救済しようとしなない。このような情理に反する行政をして平然としていて良いものだろうか。条例の解釈や適用がどこかおかしいのではないか。
- (3) 処分理由説明書で「起案本文に記載されている立会人氏名、調査状況の地番及び立会者に関する記述並びに委任状については、異議申立人に関する個人情報ではないため、請求の対象とならないと判断し、対象外としました。」としているが、本件道水路等境界調査（以下「本件境界調査」という。）の申請地（以下「本件申請地」という。）に隣接する土地は、申立人と申請人の共有地であり、処分理由説明書の「対象となる個人情報について」の説明と全部矛盾している。また、この説明には、登記簿謄本を添付させていることを故意に記載していない。これは、権利関係をチェックする一番大切な書類であり、申請書には必ず添付させている。担当者、係員、決裁権者は、登記簿と立会同意届出書、承諾書、公図を必ずチェックして、隣接地主の同意・承諾の有無を確認して、誤りなきを期すものである。本件申請地に隣接する土地は申立人の（共有）所有地である。申立人の知らない間に道路との境界が決められてしまい、その結果、多大なる損失が生じている。だから、誰によってこのようになったか知りたい、開示してほしい。他人の情報ではない。自分の土地に関して開示を求めているのである。
- (4) 処分理由説明書で「申請者が自己所有地の区域確定のため、横浜市に境界の確定を依頼した文書であり、異議申立人に関する個人情報にあたらなないと判断し、対象外としました。」としているが、「自己所有地の区域確定のため」との理由であれば、隣接地主の同意や承諾を無用としているように受取れる。本件の場合、港北土木事務所に何回も足を運び、管理係長、係員に説明し、本件申請地に隣接する土地は申立人の所有地である、申立人の土地が勝手に区域を決められたのは、納得できないと訴えたが、開示を拒否された。
- (5) 処分理由説明書で「道路の境界調査が横浜市と関係土地所有者と協議・同意の上確定するものであることから関係地権者と横浜市との個別契約であり、異議申立人に関

する個人情報ではなく、本人開示請求の対象とはならないと判断しました。」としているが、何回も申し上げるが、申請人所有の土地に隣接する土地は、申立人が所有権を有する土地であり、申立人は、「関係土地所有者」である。その関係土地所有者の申立人と協議・同意も無く、横浜市は境界確定してしまったのである。申立人は、横浜市・申請人・承諾人の三者によって、憲法で保障されている財産権を侵害されたのである。だから、財産権を守るため、誰によって害されたのか確認する必要があるから開示請求しているのである。勝手に確定されたため、測量費用が無駄になったり、航空写真を探したり、資料集めに多大な時間と費用が費やされている。

(6) 以上、処分理由説明書に関する意見を述べたが、港北土木事務所で決裁文書に押印した起案者、下水道係長、管理係長、副所長のうち一人でも登記簿謄本をチェックしていれば、起こらなかった事件だと思う。港北土木事務所は、この一番なチェックポイントミスを懸命に隠そうと条例を盾に頑張っているから、矛盾やら噴飯ものの説明になってしまうのだと推察される。

(7) 申請人は、横浜地方裁判所に申請人と申立人との共有地の共有物分割請求の訴訟を起こし、現在係争中である。港北土木事務所で「申請者及びその近隣土地所有者の承諾を得て、当該境界を確定し、」た道水路等境界明示図を基に測量した図面によって、申請人は自分の主張を展開している。本訴訟への証拠書類としても必要なので、速やかに全部開示されるよう訴える次第である。

5 審査会の判断

(1) 道水路等境界調査について

道水路等境界調査は、横浜市が管理する道路、水路等とこれに隣接する土地との境界が明らかにされていない場合に、当該土地所有者からの境界の明示又は復元を求める申請に基づき、横浜市が当該境界について調査し、申請者及びその近隣土地所有者の同意を得て、当該境界を確定し、又は確認するために行うものである。

道水路等境界調査には、道水路等とこれに隣接する土地との境界が確定していない場合に、申請者及び隣接地の所有者との立会いによる協議の上、その同意を得て確定する境界明示と、道水路等とこれに隣接する土地との境界が既に確定している場合に、申請者と立会いの上、その同意を得て資料図に基づきその境界を確認する境界復元とがある。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報、道水路等境界調査の申請地とこれに隣接する道路との境界を関係土地所有者の立会協議の上、確認し、調印を得たことを報告した決裁文書である「道水路等境界調査について（平成9年度道港北土第9-32号）」（以下「本件申立文書」という。）に記録されている情報のうち、申立人に関する個人情報である。本件申立文書は、起案用紙、起案本文、承諾書、道水路等境界明示図・復元図、道水路等境界調査申請書、公図写し、案内図、委任状、隣接地の所有者の立会同意届出書等で構成されている。

(3) 条例改正について

旧条例は、平成17年2月横浜市条例第6号により改正されたが、本件処分は旧条例に基づき行われたものであるため、当審査会では、旧条例の規定により本件処分の妥当性について判断する。

(4) 対象となる個人情報について

ア 旧条例第15条第1項では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。」と規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている立会人氏名、調査状況の地番等については、申立人に関する個人情報ではないため、本件請求の対象とはならないと判断したとしている。

ウ このため、当審査会では、本件処分の妥当性について検討するため、平成17年9月8日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件境界調査については、平成9年5月22日に申請があり、平成9年7月11日に現地立会いを行い、平成9年8月5日に境界確定している。平成16年6月に申立人から申立人の共有地について、同意して承諾書等に署名・押印した記憶がない、書類に不備があったのではないかとの申出があったため、再調査を行ったところ、平成16年6月21日に新たに取得した土地登記簿謄本により、申立人が共有者となっている土地が含まれていることを確認した。本件境界調査申請時に提出された土地登記簿謄本は、道水路等境界調査において土地登記簿謄本等その他関係資料は決裁が完了して一定の期間保存した後、廃棄していることから、現在残されていない。

(イ) 本件境界調査における隣接地の所有者の立会同意届出書には、共有地番についての同意者欄には申立人の氏名がなく、申立人に送付した立会通知書に

は、申立人が単独で所有している地番のみしか記載がないため、本件境界調査の申請があった段階では、申立人が共有者であるとは確認できていなかったと思われる。

(ウ) 本件境界調査の承諾書には、共有地についての申立人の署名・押印がなく、道水路等境界調査において必要不可欠な要素を欠いていることが判明したため、平成16年7月上旬に本件境界調査は、無効として取り扱わざるを得ないこと等を申立人に説明し、平成17年1月27日付で道水路等境界調査無効通知を申請人及び申立人に通知した。平成17年7月20日に申請人・申立人の兩人から道水路等境界調査の申請が提出され、現在申請に基づき調査中である。

(エ) 本件請求の対象外とした部分については、申立人の氏名が記載されていないので、申立人の個人情報ではないと判断した。

エ これらの実施機関の説明を踏まえて、当審査会は、次のとおり検討を行った。

本人開示請求の対象となる個人情報には、氏名等の情報から直接的に個人が識別されるもののほか、当該情報のみでは識別できないが、他の容易に照合できる情報と組み合わせることによって間接的に個人が識別され得るものが含まれている。

申立人は、土地登記簿謄本と照合することにより申立人が識別され得るとして、申立人が共有持分を有する土地に関する情報はすべて申立人の個人情報である旨主張しているものと解される。

本件申立文書中の承諾書に記録された情報のうち、実施機関が対象外としたものは、申立人が所有していない土地の地番及び第三者の住所、氏名及び印影である。申立人が所有権を有しない土地の地番が申立人を識別することができる情報には当たらないことは明らかである。また、第三者の住所、氏名及び印影については、第三者の個人情報であり、これらの情報と土地登記簿謄本とを照合したとしても、申立人を識別することができるものではないことから、申立人の個人情報であるとは言えない。

同様に隣接地の所有者の立会同意届出書のうち、実施機関が対象外とした部分には、申立人に関する個人情報は存在しないと認められる。

本件申立文書のうち実施機関が対象外とした、起案本文に記録されている立会人氏名、調査状況の地番及び立会者に関する記述、道水路等境界調査申請書並びに委任状については、いずれも申立人以外の立会者、承諾者等に関する個

人情報であって、申立人に関する個人情報であるとは認められない。

本件申立文書に土地登記簿謄本が添付されていないことについては、道水路等境界調査の手引き（平成14年4月1日横浜市道路局道路調査課編）に起案文書に綴る申請書類から土地登記簿謄本を除くとされていることが認められることから、実施機関の主張に不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件請求の対象外とした情報は申立人の個人情報であるとは認められず、本件処分は妥当であると判断される。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を開示した決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年6月9日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成17年6月17日 (第4回第三部会)	・諮問の報告
平成17年6月23日	・部会で審議する旨決定
平成17年6月24日 (第65回第二部会) 平成17年7月14日 (第64回第一部会)	・諮問の報告
平成17年7月28日 (第65回第一部会)	・審議
平成17年8月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年8月25日 (第67回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成17年9月8日 (第68回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年9月22日 (第69回第一部会)	・審議
平成17年10月13日 (第70回第一部会)	・審議